

独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見（平成27年度上半期）について

平成27年10月21日
公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、各地域の有識者150名に独占禁止政策協力委員を委嘱しており、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

平成27年4月から9月にかけて、独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見の概要は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照）。

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 東日本大震災関連の復興工事において人件費や資材価格の高騰を利用してカルテルや入札談合を行う事業者もいると思うので、引き続き注視してほしい。（東北）
- ・ 国土強じん化や東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたインフラ整備の過程で独占禁止法に絡む問題が出てこないかと危惧しており、引き続いインフラ整備について注視してほしい。（関東甲信越）
- ・ 外国競争法コンプライアンスの報告書を読んだところ、大手事業者においてもコンプライアンスの意識が低いようなので、本報告書について積極的な普及・啓発活動をしてほしい。（関東甲信越）
- ・ 自動車業界では、技術の進歩によって自動運転が現実のものとなってきているところ、従来は自動車メーカー同士の競争であったのが、今後は電機メーカーも競争相手になると考えられ、独占禁止法の運用においても、市場環境の変化を敏感に捉える必要があると思われる。（中部）
- ・ 小学校連合会に対する警告案件のような生活に密接な関係のある案件を処理していくけば、独占禁止法という法律が消費者にとっても重要で密接な法律であるとの認識が広まるのではないか。（中部）
- ・ 公共入札における透明性・公正性が確保されるように、入札談合等関与行為防止法等の研修を地方公共団体の末端の担当者にまで、きちんと実施してほしい。（近畿）

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局官房総務課

電話 03-3581-3649（直通）

ホームページ

<http://www.jftc.go.jp/>

- ・ 社会的に注目されている企業に対する指導については、広報効果が非常に大きく、このような事案を処理・公表することが違反行為の未然防止にもつながり、重要である。(中国)
- ・ 公正取引委員会が外国競争法に関する詳しい情報をホームページで紹介すると、事業者の海外進出の手助けになると思われる。(四国)
- ・ 優越的地位の濫用や不当廉売に対処することによる好影響は、中小企業に限らず、広く地域経済に及ぶので、積極的に取り組むべきである。(九州)

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 継続的に受注を確保するために消費税率の引上げ相当分を価格に上乗せしにくい状態にあるので、取引上弱い立場にある中小企業の円滑かつ適正な消費税転嫁が進むよう取り組んでもらいたい。(北海道)
- ・ 消費税の転嫁拒否に関する書面調査については、違反行為の防止のための広報効果もあり、また自主的な改善効果も見込まれると思うので、今後も定期的に実行する方がよい。(中国)
- ・ 消費税の転嫁を拒否された事業者が公正取引委員会に情報提供を行ったことにより不利益を被らないよう、情報の取扱いについて十分に留意してほしい。(沖縄)

3 下請法、優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 休日に従業員がボランティアのような形で取引先の支援をしているという。例えば、取引先が従業員の派遣費用を負担していれば問題ないのか、手助けをしているだけであれば問題ないのか等、場合ごとに優越的地位の濫用になるか否かをはっきりと示すことが重要だと思う。(北海道)
- ・ 下請事業者となる中小企業が下請法を十分に理解しているとは言い難い状況にあるため、中小企業を対象とした広報活動に力を入れてほしい。(東北)
- ・ 下請法や優越的地位の濫用に係るパンフレット類については、イラストを用いた説明が多くあり、非常に理解しやすいと思うが、より普及させるため、併せて新聞等の媒体を活用した方がよい。(関東甲信越)
- ・ 最低賃金や原材料費の上昇を下請事業者や納入業者が価格に転嫁できるよう、下請法違反行為や優越的地位の濫用行為に対し厳正に対処してほしい。(四国)
- ・ 燃料代が上昇したため運送業者が荷主に対して値上げを申し入れたところ、大手荷主が価格交渉に応じているのは、行政が大手荷主等に下請取引の適正化を要請するなどした結果だと考える。(九州)

4 広報・広聴活動について

- ・ YouTubeによる動画配信を開始したことは良い取組である。文章よりも動画の方が公正取引委員会や独占禁止法について理解しやすいと思う。(近畿)

- ・ 支所独自の広報誌は、地味だが良い取組だと思うので、今後も継続してほしい。（中国）
- ・ 工業高校や商業高校の生徒は、卒業と同時に社会に出る者も多く、独占禁止法を勉強することは生徒の今後の活動の役に立つと考える。（九州）
- ・ ホームページについては、平易な言葉を使ったり、絵やアニメ等を多用したりするなど工夫してほしい。（沖縄）

第1 北海道ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 電力等の自由化によって大手電力会社は、異業種との業務提携がみられるところ、一般消費者の利益につながるような競争となっていくのかきちんと見てもらいたい。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 消費税転嫁対策特別措置法のパンフレットは非常に分かりやすい。一般消費者から消費税の表示方法について問い合わせを受けたときの手引書として役に立っている。
- ・ 繼続的に受注を確保するために消費税率の引上げ相当分を価格に上乗せしにくい状態にあるので、取引上弱い立場にある中小企業の円滑かつ適正な消費税転嫁が進むよう取り組んでもらいたい。

3 下請法、優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 休日に従業員がボランティアのような形で取引先の支援をしているという。例えば、取引先が従業員の派遣費用を負担していれば問題ないのか、手助けをしているだけであれば問題ないのか等、場合ごとに優越的地位の濫用になるか否かをはっきりと示すことが重要だと思う。

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会というと、中小企業にとっては常に取り締まられるイメージがあって、相談に足を向けようにも向かないことから、「相談できる役所」だというイメージを植え付ける広報広聴活動や相談対応を更に積極的に取り組んでもらいたい。
- ・ 商工会議所に対し、以前よりも独占禁止法や下請法について教えてほしいという相談が寄せられることが多くなった。それだけ、公正取引委員会の所管している独占禁止法や下請法が事業者に認知されてきたのだと思う。

第2 東北ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 東日本大震災関連の復興工事において人件費や資材価格の高騰を利用してカルテルや入札談合を行う事業者もいると思うので、引き続き注視してほしい。
- ・ 中小企業の場合、公正取引委員会が厳正に対応した結果、それが契機となって倒産するおそれもあるので、違反行為を予防するという観点から、独占禁止法、下請法等の普及・啓発活動にも力を入れていってもらいたい。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 消費税は今後10パーセントへの引上げが予定されているところ、引上げに当たっては、消費税転嫁対策特別措置法についての幅広い広報を再度お願いしたい。また、消費税の転嫁拒否行為が行われないよう、引き続きしっかりと目を光させていってもらいたい。

3 下請法、優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 下請事業者となる中小企業が下請法を十分に理解しているとは言い難い状況にあるため、中小企業を対象とした広報活動に力を入れてほしい。
- ・ 下請法や優越的地位の濫用規制の普及・啓発のニーズは潜在的にあると思う。例えば、新聞社に下請法絡みで原稿を書いて掲載してもらったり、取材を受けたりしてはどうか。

4 広報・広聴活動について

- ・ 消費者等の関心の高い分野で措置を採った場合に、それにより消費者等にどんなメリットがあるのかを具体的に分かりやすく説明することで、独占禁止法や公正取引委員会がより身近になると思う。

第3 関東甲信越ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 国土強じん化や東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたインフラ整備の過程で独占禁止法に絡む問題が出てこないかと危惧しており、引き続きインフラ整備について注視してほしい。
- ・ 最近の農業協同組合や震災復興関係の事件など、補助金で優遇されている団体や事業に対しては、メスを入れづらい風潮の中で、公正取引委員会の摘発は大変意義がある。
- ・ 学校、特に大学の場合、学校運営事項のうち文部科学省等の許認可が必要ない部分については自由競争が必要という認識が弱い。教育のような分野でも競争は重要であることを啓発していく必要がある。
- ・ 外国競争法コンプライアンスの報告書を読んだところ、大手事業者においてもコンプライアンスの意識が低いようなので、本報告書について積極的な普及・啓発活動をしてほしい。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 消費税率の引上げ時における事前の広報活動は各方面で実施されており、公正取引委員会のほか、消費者庁等の他省庁や商工会議所を通じた広報などにより、理解、普及が早く、問題も少なかった。
- ・ 文字だけの説明よりも絵や具体的な違反事例が紹介されているパンフレットの方が読む気になるので、今後もパンフレットを活用して周知徹底を進めていけばよいと思う。
- ・ 消費税の10パーセントへの引上げが延期になり、引上げの間隔が空くことで、改めて周知することの重要性が増すことになるところ、次回の引上げ時において作成・配布するポスターを大型商業施設に掲示することとすれば、事業者と消費者により広く周知することができるのではないか。

3 下請法、優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 地方の企業は、いまだコンプライアンスの整備が追いついていない部分があると思われ、公正取引委員会にはそのような企業に対し、重点的に下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発を行ってほしい。
- ・ 下請法や優越的地位の濫用に係るパンフレット類については、イラストを用いた説明が多くあり、非常に理解しやすいと思うが、より普及させるため、併せて新聞等の媒体を活用した方がよい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会のホームページは、独占禁止法だけでなく、産業組織論の

研究者等にとっても必要不可欠なものとなるよう、統計データをもっと掲載するとともにポータルサイト化を進めてほしい。

- ・ 商工会議所の会報に記事を掲載するほか、商工会議所のイベントにジョイントするなど、人目に触れる機会を少しずつ増やしていくことが有効である。
- ・ 公正取引委員会が作成するパンフレットについて、学習用の教材として「独占禁止法と中小企業」や「中小企業が抱えている問題と独禁法」といったテーマを持ったものが欲しい。

第4 中部ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 自動車業界では、技術の進歩によって自動運転が現実のものとなってきているところ、従来は自動車メーカー同士の競争であったのが、今後は電機メーカーも競争相手になると考えられ、独占禁止法の運用においても、市場環境の変化を敏感に捉える必要があると思われる。
- ・ 小学校連合会に対する警告案件のような生活に密接な関係のある案件を処理していくには、独占禁止法という法律が消費者にとっても重要で密接な法律であるとの認識が広まるのではないか。
- ・ 農業協同組合の関係で公正取引委員会が排除措置命令を行ったが、違反行為を取り締まるだけではなく、農業分野に対して独占禁止法の普及・啓発活動を積極的に行ってもらいたい。
- ・ 外国競争法コンプライアンスに関する取組状況について、公取委がセミナーを開催するなどし、他社の具体的な対応事例等を教示してもらいたい。それを参考に、事業者が今後どのように対応していくかを考えることができると思う。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 適正に消費税の転嫁ができていても、親事業者からのその後のコストダウンの要求により、結果として税込みの取引価格が変わらない。下請事業者にしてみれば、ガソリン価格や電気代の上昇の影響を受け、コストダウンを行うことがこれまで以上に簡単ではない状況にある。

3 下請法、優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 新聞報道等において、大企業が経営の合理化を成し遂げたことが度々報道される。大企業の合理化をその下請事業者が負担している可能性もあるのではないか。大企業の合理化をどこが支えているのかを分析することも重要である。

4 広報・広聴活動について

- ・ 大企業と中小企業では法律に対する認識も違ってくるし、違反しやすい行為も異なると思う。また、法律の専門家から一般の消費者に至るまで、独占禁止法について求める情報や程度も様々である。したがって、それぞれのターゲットに合わせた広報活動を行うべきである。

第5 近畿ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 新商品を開発しても様々な規制により商品の機能が制限されてしまうことがある。開発意欲のあるベンチャー企業の芽を摘むことになりかねないので、公正取引委員会には、このような規制の緩和に取り組んでほしい。
- ・ 公共入札における透明性・公正性が確保されるように、入札談合等関与行為防止法等の研修を地方公共団体の末端の担当者にまで、きちんと実施してほしい。
- ・ 近年、農業分野では、様々な規制が緩和されているが、競争がうまく働く環境は整っていない。公正取引委員会は、競争環境の整備を図るため、規制緩和に関する議論に初期の段階から積極的に関わっていく必要がある。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 消費税率の引上げ分の転嫁については、大きな問題や混乱もなく転嫁が進んだと感じている。当該転嫁に当たって実施された広報については、具体的な違反事例を挙げるなど、大変分かりやすく素晴らしいと思った。

3 下請法、優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 公正取引委員会から下請法などの研修や説明を受けた企業の担当者にとどまらず、いかに企業内で知識を共有してもらえるかが重要である。各社員に断片的にでも知識があれば、防げる違反行為は多い。
- ・ 下請法のパンフレットは、具体的な違反事例も掲載しており、分かりやすい。下請法を遵守していくため、下請法の具体的な違反事例を含め、今後も分かりやすい解説に努めてほしい。

4 広報・広聴活動について

- ・ YouTubeによる動画配信を開始したことは良い取組である。文章よりも動画の方が公正取引委員会や独占禁止法について理解しやすいと思う。
- ・ 公正取引委員会の活動によって、どれだけ国民経済の改善につながったのかをもっと分かりやすく説明するべきである。

第6 中国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 社会的に注目されている企業に対する指導については、広報効果が非常に大きく、このような事案を処理・公表することが違反行為の未然防止にもつながり、重要である。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 消費税の転嫁拒否に関する書面調査については、違反行為の防止のための広報効果もあり、また、自主的な改善効果も見込まれると思うので、今後も定期的に実行する方がよい。

3 下請法、優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 今後は、下請法違反を勧告し、これを周知することによる抑止効果に期待するのではなく、下請法違反を自発的に申し出た親事業者には一定の条件の下で勧告を行わないことについて幅広く広報することで、違反行為をなくす努力をさせるようにしてはどうか。

4 広報・広聴活動について

- ・ 支所独自の広報誌は、地味だが良い取組だと思うので、今後も継続してほしい。
- ・ 独占禁止法や下請法の説明会には役職者が多く出席する傾向にある。本来であれば、現場の人間が法律を理解することが必要であり、出席者をそういった者に限定した説明会を開催することも有効なのではないか。
- ・ 公正取引委員会の考え方、活動を理解し、それを広め、自ら活動する、いわゆるシンパを作る必要があるのではないか。例えば、公正取引委員会のOBを活用するなどして、公正取引委員会の活動等が地域に根付いていけばよいと思う。

第7 四国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 規制が緩和された分野、技術革新が行われた分野等、新たな競争が期待される分野に関し、公正取引委員会は、競争を阻害する行為が行われていないか、監視の目を光らせてほしい。
- ・ 独占的な分野で得た利益を充てることにより、他の事業者と競争している分野において他の事業者には不可能な低価格を実現するという方法は、大手事業者が行いかねない行為であるため、公正取引委員会は注視してほしい。
- ・ 公正取引委員会が外国競争法に関する詳しい情報をホームページで紹介すると、事業者の海外進出の手助けになると思われる。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 消費税率の引上げが延期されたものの、消費税の円滑かつ適正な転嫁に対する懸念がなくなったわけではないので、今後もこれまでと同様の取組が行われることを期待したい。

3 下請法、優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 最低賃金や原材料費の上昇を下請事業者や納入業者が価格に転嫁できるよう、下請法違反行為や優越的地位の濫用行為に対し厳正に対処してほしい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 違反事件の公表に当たっては、どのような業界・取引において違反行為が増えつつあるのか、違反行為の原因となっている社会的な背景等についても説明するなどすると、より多くの人たちに関心を持ってもらえるのではないか。

第8 九州ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 優越的地位の濫用や不当廉売に対処することによる好影響は、中小企業に限らず、広く地域経済に及ぶので、積極的に取り組むべきである。
- ・ 中小企業は法律の知識が乏しく、また、情報収集能力も高くないため、各國の競争法の情報を取りまとめて事業者に提示してほしい。
- ・ 再販売価格の拘束に関する運用は、原則違法を堅持し、再販売価格の拘束が行われればそれを積極的に規制し、正当な理由に該当するかの要件は厳密にみていくべきである。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 平成29年4月の消費税率の引上げ時も、駆け込み需要とその反動による売上げの減少が見込まれるので、大企業や親事業者による買いたたきを監視してもらいたい。

3 下請法、優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・ 下請法及び消費税転嫁対策特別措置法の調査票の送付により、下請法や消費税転嫁対策特別措置法が事業者に周知され、結果、法律が遵守されて転嫁拒否がなかったという効果があった。これは、警察が赤色回転灯を回したパトカーや白バイを巡回させることで、市民に警察の存在を示し、結果、犯罪の未然防止に寄与しているのと同じである。
- ・ 燃料代が上昇したため運送業者が荷主に対して値上げを申し入れたところ、大手荷主が価格交渉に応じているのは、行政が大手荷主等に下請取引の適正化を要請するなどした結果だと考える。

4 広報・広聴活動について

- ・ 工業高校や商業高校の生徒は、卒業と同時に社会に出る者が多く、独占禁止法を勉強することは生徒の今後の活動の役に立つと考える。

第9 沖縄ブロック

1 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・消費税の転嫁を拒否された事業者が公正取引委員会に情報提供を行ったことにより不利益を被らないよう、情報の取扱いについて十分に留意してほしい。

2 下請法、優越的地位の濫用規制の普及・啓発について

- ・下請法基礎講習会等について、平成26年度は4回開催しているが、開催数を増やしてはどうか。
- ・個別の事件を実名で公表することが一番広報効果が高い。事業者に対し、積極的に事例紹介をするとよいのではないか。

3 広報・広聴活動について

- ・優越的地位の濫用について、個人事業者や小規模な事業者は知識が不足しており、実際に不利益を受けても、それが独占禁止法に違反するということが分からぬので、こうした事業者に対する広報活動を積極的にすべきである。
- ・広報活動は、将来のコンプライアンスにつながるので、中学生など早い段階から行う方がよい。また、大学生向けの独占禁止法教室であっても、事例を多用し、加えて中学生に実施している参加型の授業が望ましい。
- ・ホームページについては、平易な言葉を使ったり、絵やアニメ等を多用したりするなど工夫してほしい。